

業務は、委託契約書の実施箇所(以下「実施箇所」という。)の除草等を行うものとする。  
業務の種類、実施時期等は以下のとおり。

## 1. 除草

4月、 10月 計 2 回

## 2. 樹木剪定

剪定下木

4月～6月

計 1 回

※ 剪定下木については、花期終了後花芽がつく前までに剪定を終わらせることとする。

剪定上木A

8月 ～ 9月

計 1 回

剪定上木B

11月 ～ 12月

計 1 回

- ※ 指定月内に実施箇所の除草等を実施すること。  
実施日については、委託者と協議の上、決定する。  
また予定月によりがたい場合においても、委託者と協議の上、決定する。
- ※ 除草等に当たっては、管理業務委託共通仕様書を遵守すること。
- ※ 除草及び種別ごとの剪定の具体的な内容は、別紙2のとおりとする。
- ※ 台風等その他やむを得ない事由により剪定等の対象となる樹木等の面積又は本数が減少した場合は、受託者は、減少した面積又は本数と同等の面積又は本数の剪定等を行うものとする。  
その場合、剪定等をする樹木等については、委託者が指定する。
- ※ 業務実施前に本数及び幹周について別紙2記載内容と現場確認を行い、照合した内容を速やかに報告書(様式任意)として提出すること。

位置	樹種名	全体の状況(参考)			剪定下木 (㎡)	剪定上木A		剪定上木B		除草
		上木1	上木2	下木面積(㎡)		上木1	上木2	上木1	上木2	除草(㎡)
垢田の辻～ 楠乃川	クスノキ	51	212				195			
	トウカエデ		5						5	
	ヒラドツツジ			1,269	1,269					
	サツキツツジ			30	30					
	ハクチョウゲ			217	217					
	オカメザサ									
									1,474	
	計	51	217	1,516	1,516		195		5	1,474

※1 除草及び下木面積の欄以外の数値は、樹木の本数を示している。なお、除草及び剪定の数値は業務量の目安とする。  
 ※2 上木1とは幹周りが60cm未満のものであり、上木2とは幹周りが60cm以上のものである。

楠乃～垢田線維持管理業務 位置図

